

令和7年9月定例会会期日程(案)

自 令和7年8月27日 }
 至 令和7年9月17日 } 22日間

会期の予定

区分	月 日	曜日	開 議	議 事
第 1 日	8月27日	水	午前10時	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 ○市長提出議案の報告 ○議案第50号から議案第71号まで一括上程、説明
第 2 日	8月28日	木	……	○休会(議案調査・一般質問ヒアリング)
第 3 日	8月29日	金	……	○休会(議案調査・一般質問ヒアリング)
第 4 日	8月30日	土	……	○休会(土曜日)
第 5 日	8月31日	日	……	○休会(日曜日)
第 6 日	9月1日	月	午前10時	○請願・陳情 ○議案に対する質疑 ○議案の委員会付託
第 7 日	9月2日	火	……	○まちづくり委員会
第 8 日	9月3日	水	……	○文教福祉委員会
第 9 日	9月4日	木	……	○総務委員会
第10日	9月5日	金	……	○委員会(予備日)
第11日	9月6日	土	……	○休会(土曜日)
第12日	9月7日	日	……	○休会(日曜日)
第13日	9月8日	月	午前10時	○市政に対する一般質問
第14日	9月9日	火	午前10時	○市政に対する一般質問
第15日	9月10日	水	午前10時	○市政に対する一般質問
第16日	9月11日	木	……	○休会(事務整理)
第17日	9月12日	金	……	○休会(事務整理)
第18日	9月13日	土	……	○休会(土曜日)
第19日	9月14日	日	……	○休会(日曜日)
第20日	9月15日	月	……	○休会(祝日)
第21日	9月16日	火	……	○休会(事務整理)
第22日	9月17日	水	午前10時	○委員長報告 ○委員長報告に対する質疑 ○討論 ○採決 ○閉会

秩父市議会 9 月定例会（内容一覧）

会 期 8月27日（水）～9月17日（水）予定

議 案 決算の認定等 8件 条例の一部改正 6件 条例の新規制定 1件
補正予算 7件 計 22件

議案第50号 令和6年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第51号 令和6年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第52号 令和6年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第53号 令和6年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第54号 令和6年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第55号 令和6年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第56号 令和6年度秩父市立病院事業会計決算の認定について

議案第57号 令和6年度秩父市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

【以上別紙、歳入歳出合計表のとおり】

議案第58号 秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

【仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を定める所要の改正】

議案第59号 秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

【育児休業等の職員の部分休業制度の拡充に伴う所要の改正】

議案第60号 秩父市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の
公営に関する条例の一部を改正する条例

【選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額の改正】

議案第61号 秩父市都市公園条例の一部を改正する条例

【芝桜の丘入園料の限度額の変更】

議案第62号 秩父市子ども医療費支給に関する条例及び秩父市重度心身障害者医療費
支給に関する条例の一部を改正する条例

【重度心身障害者医療費支給制度の改正に伴う所要の改正】

議案第63号 秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

【国基準の一部改正に伴う所要の改正】

議案第64号 秩父市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

【乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定】

議案第65号 令和7年度秩父市一般会計補正予算（第2回）

【自治体システム標準化業務等の補正措置】

議案第66号 令和7年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）

【医療費確定に伴う精算等の補正措置】

議案第67号 令和7年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

【繰越金の確定に伴う補正措置】

議案第68号 令和7年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）

【介護給付費確定に伴う補正措置】

議案第69号 令和7年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）

【繰越金の確定に伴う補正措置】

議案第70号 令和7年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）

【繰越金の確定に伴う補正措置】

議案第71号 令和7年度秩父市立病院事業会計補正予算（第1回）

【債務負担行為の補正措置】

令和6年度一般会計・特別会計歳入歳出合計表

会計名	歳入額	歳出額	差引残額	* 繰越費 繰越明許費 繰越次許費 繰越費	実質収支額
一般会計	円 34,643,589,021	円 32,033,608,125	円 2,609,980,896	(円 961,008,000) 383,000,000	円 2,226,980,896
特別会計	15,085,385,584	14,593,519,769	491,865,815	(13,200,000) 13,200,000	478,665,815
国民健康保険(国民健康保険)	6,545,881,740	6,392,229,892	153,651,848	()	153,651,848
国民健康保険(診療施設勘定)	126,317,737	86,971,093	39,346,644	()	39,346,644
後期高齢者医療	964,504,599	963,955,398	549,201	()	549,201
介護保険	7,231,142,276	7,100,153,006	130,989,270	()	130,989,270
公設地方卸売市場	26,706,869	8,583,756	18,123,113	()	18,123,113
駐車場事業	190,832,363	41,626,624	149,205,739	(13,200,000) 13,200,000	136,005,739
合計	49,728,974,605	46,627,127,894	3,101,846,711	(974,208,000) 396,200,000	2,705,646,711

令和6年度公営企業会計収支合計表

事業	収益的収入	収益的支出	差引額	* 繰越費 繰越明許費 繰越次許費 繰越費	当年度純損益(参考)
	病院事業	円 2,943,257,476	円 3,073,498,768	円 △ 130,241,292	円 0
	資本的収入	資本的支出	差引額	* 繰越費 繰越明許費 繰越次許費 繰越費	補てん財源使用額
	円 81,955,000	円 114,324,756	円 △ 32,369,756	(円 26,346,000) 13,173,000	円 32,369,756
下水道事業	収益的収入	収益的支出	差引額	* 繰越費 繰越明許費 繰越次許費 繰越費	当年度純損益(参考)
	円 1,414,789,510	円 1,311,367,052	円 103,422,458	円 96,640,348	円 96,640,348
	資本的収入	資本的支出	差引額	* 繰越費 繰越明許費 繰越次許費 繰越費	補てん財源使用額
	円 204,497,162	円 621,470,277	円 △ 416,973,115	(円 94,000,000)	円 416,973,115

- * 「繰越費通次繰越・繰越明許費・事故繰越」欄の()の金額は、翌年度繰越額(歳出)
- * 「繰越費通次繰越」・・・履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところに費といいます。また、繰越費の毎設定年度の執行残額については、継続最終年度まで
- * 「繰越明許費」・・・歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由により当繰り越して使用することができます。この経費を「繰越明許費」といいます。
- * 「事故繰越」・・・歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがた「事故繰越」といいます。
- * 「建設改良費繰越」・・・公営企業会計の資本的支出予算の建設改良に要する経費のうち、「建設改良費繰越」といいます。

で、その下段の金額は、未収入特定財源を除いた翌年度へ繰り越すべき財源となっています。より、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができます。これを継続順次繰り越して執行することができます。これを「継続費通次繰越」といいます。該年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に限り

い事故のため年度内に支出の終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用することができます。これを年度内に支払義務が生じなかったものを翌年度に繰り越して使用することができます。これを